令和6年度 文化活動支援助成事業 募集要領



<提出・問い合わせ先>

(公財) 沖縄県文化振興会(担当:伊是名)

〒901-0152 那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター6階605号室

TEL: (098) 987-0926 FAX: (098) 987-0928

MAIL: shien@okicul-pr.jp

目 次

1	事業趣旨	1
2	「文化活動」の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	対象となる文化団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	補助対象事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5	事業の具体例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
6	補助金の額及び補助の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
7	補助対象経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
8	申請から補助金交付決定までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
9	補助金の交付決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1 (0 その他	7

【添付資料】

①助成金交付申請書 ②団体概要書 ③収支予算書 ④チェックシート

助成金とは…

助成金とは、国や財団からもらえる返済不要のお金のことです。助成金は融資とは異なり、もらっても返済する必要がなく、当然利子もかかりません。 当財団では、沖縄県の文化の振興を図るため、文化団体が実施する文化活動を対象に助成をしています。

1 事業趣旨

公益財団法人沖縄県文化振興会(以下「財団」という。)は、沖縄県の文化の振興を図るととも に多様な文化の創出を図るため、県内の文化団体が実施する文化活動に対して、予算の範囲内で 助成します。

規模の大小は問いませんが、本件の文化振興に寄与する事業であることが要件となります。なお、文化団体の年間の運営に助成するものではなく、一定の期間に行う特定の事業に対して助成します。

2 「文化活動」の定義

「文化活動」とは、文化団体等が実施するもので、次に掲げる分野における活動を指します。 ただし、宗教的・政治的または営利を主目的とするものは除きます。

- (1) 美術 (絵画、彫刻、美術工芸、書、写真、デザイン、その他)
- (2) 音楽 (琉球古典音楽、琉球民謡、邦楽、洋楽、その他)
- (3) 演劇 (伝統演劇、現代演劇、音楽劇、舞踊劇、その他)
- (4) 文学 (小説、戯曲、詩歌等)
- (5) 舞踊 (琉球舞踊、邦舞、洋舞、その他)
- (6) 映画
- (7) 生活文化 (沖縄の衣食住に関するもの、囲碁、将棋、茶道、華道、その他)
- (8) 民俗芸能 (エイサー、獅子舞、棒術、その他)
- (9) その他 (県民文化の振興、創造に寄与するもの)

3 対象となる文化団体

この助成金の交付対象となる団体は、<u>沖縄県内に活動の本拠を有する文化団体等</u>で、次の各号に掲げる要件を満たす必要があります。

- (1) 文化団体等は、規約等を有するとともに代表者、所在地及び会計処理が明確であること。
- (2) 文化団体等は、一定の活動実績を有すること。ただし、発足後間もない団体については、 今後の活動計画が定まっていること。

※以下の団体は対象となりません。

- ア 地方公共団体および地方公共団体を構成員とする実行委員会
- イ 文化施設の運営を目的とする団体
- ウ 学校の文化サークル
- エ 政治団体、宗教団体等及びそれらに関係している団体

4 補助対象事業

文化活動支援助成事業の種類は、次のとおりです。

- (1) 自主企画·成果発表事業
 - ①自主企画型

県内の文化団体等が県内で行う自主企画による公演・展示事業で、県民の文化に対する 関心を高め、日常の文化活動を活発にすることに寄与する事業。

②成果発表型

県内の文化団体等が自ら主催し、日頃の文化活動や練習の成果を県内において広く県民 に発表又は公開する事業で、文化振興に寄与する事業。

- (2) 芸術文化派遣・招へい事業
 - ①派遣型

県内の文化団体が県外または海外における催し等で公演等を行い、文化の発信と交流を 図る事業のために派遣する事業。

②招へい型

文化活動を行うに当たり、文化団体のレベルアップのために指導者等を招へいする事業。

- (3) 芸術文化普及事業
 - ①体験型

県内の文化団体等が行う芸術文化を普及する活動で、県民が芸術文化を体験・学習できる事業。

②訪問型

児童生徒又は日ごろ公演等の会場まで行けない施設入所者等を対象にしたアウトリーチ 活動が加味される事業。

- (4) その他本事業に合致すると認められる事業
- ※以下のような事業は助成の対象になりません。
 - ①専ら販売(営利)を目的とした出版物、電子記録物を作成する事業
 - ②営利、チャリティーを主たる目的とする事業
 - ③学校教育上の文化行事
 - ④国及び県からの補助金、負担金等の援助を受けている事業※市町村や他団体からの補助金、負担金等を併用することは可能です。ご相談ください。
 - ⑤事業の鑑賞者が実施団体の構成員やその関係者に限られる事業

(例:同窓会事業やそれに類する事業、芸術鑑賞団体やそれに類する団体が実施する事業)

- ⑥外部の団体等が大部分を制作する事業又は外部の団体等が企画・制作した事業の買い取り や招聘を中心とする事業
- (7)対象者が固定化している事業

5 事業の具体例

	該 当 例		該当しない例
自主企画・成果発	自主企画型	 ・自主企画によるプロ演奏家のレクチャーコンサート ・プロと県内楽団の合同コンサート ・プロの作品とアマチュアの作品の合同展示会 ・アマチュアオーケストラとアマチュア合唱団の合同コンサート ・アマチュア劇団の合同演劇祭 等 	・音楽事務所等によって企画された コンサートの買い取り ・プロの劇団が企画、制作、公演する 演劇 ・特定の音楽家または美術家の単な る演奏会または作品展
成果発表事業	成果発表型	・アマチュアオーケストラ、吹奏楽団、合唱団、 劇団等の公演 ・アマチュア美術家団体の展示会 等	・プロの音楽家による公演 ・招へいした音楽家による公演 ・プロの美術家の作品の展示 ・借用した作品の展示
芸術文化派遣	派遣型	・県外や海外で行う公演に参加する等	・専ら文化団体等の活動目的のために参加する公演等
遣・招へい事業	招へい型	・アマチュア楽団の勉強会へ指導者を招へいする事業 ・県外の芸術家を招へいして文化団体等の活動 の参考となる公演等	・営利を主な目的とするプロの音楽 家による公演
芸術文化普及事業	・技 [*]	験コーナーの付随した公演 術指導の付随した公演、レクチャーコンサート 稚園、小中学校、各種施設等の訪問演奏会、アウ ーチ活動	・公演だけで、参加体験型活動や技術 指導等を伴わないもの ・訪問型のアウトリーチ活動でない もの

6 補助金の額及び補助の制限

(1)補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内で補助対象経費から収入を控除した額かつ<u>上限額(30万円)</u>の範囲内で財団が定める額になります。

【計算式】(助成対象経費-下記の収入)

上限額: 30万円(千円未満の端数は切り捨て)

収 入:

- ①入場料収入(これに準ずるものを含む) ②参加料収入 ③協賛金収入
- ④広告料収入 ⑤市町村や他団体からの補助金及び負担金等収入

(2)補助の制限

本事業では、公平な助成金の交付を図るため、次のとおり助成を受けられる方の制限を設けています。

- ①当該年度で1事業の申請が出来ます。複数の事業を申請することは出来ません。
- ②補助回数の制限は設けていません。ただし、<u>助成金の交付を受けた団体は、3年連続して補助金を受けることは出来ません。</u>また、過去に採択された実績がある場合、審査において優先度が低くなる可能性があります。

7 補助対象経費

以下に記載のない費用については、お問い合わせ下さい。

(1) 事業対象経費

① 使用料 …会場費、控え室 等

② 賃借料 …衣装借用 等

③ 印刷製本費 …チラシ、プログラム、チケット等の印刷費用

④ 消耗品費 …一品の取得価格が3万円未満のもの

⑤ 旅費・宿泊費 …出演者等の旅費・宿泊費

⑥ 通信運搬費 …事業実施にかかる郵送費 等

⑦ 出演料・謝礼金 …出演者、舞台監督、司会、当日の運営係等に対する費用

⑧ マネジメント料 …企画制作費用

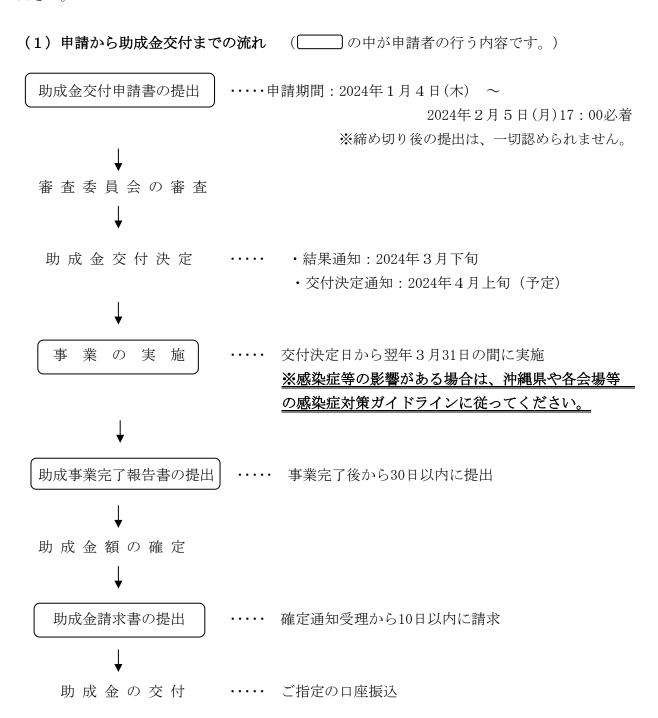
⑨ 委託費 …舞台実施にかかる業務委託費 等

(2) 事業対象外経費

- ① 備品 (一品の取得価格が3万円以上のもの)・事務機器等
- ② 印紙代·振込手数料
- ③ 電話・ファックス・電子メール代
- ④ 交際費・接待費・飲食費(ホテルパック内の食費代も含む)
- ⑤ 予備費
- ⑥ レセプション・パーティー・打ち上げに係る経費
- (7) 事業外の練習に係る稽古場費等
- ⑧ 記念品・贈答品・各個人への支給品代
- ⑨ 団体内部の取引によるもののうち、恣意的に目的外使用したもの。

8 申請から補助金交付決定までの流れ

交付手続きの流れは次に示すとおりです。申請書に記入後、必要な書類を添えて提出してください。



(2) 助成対象事業期間及び申請期間

事業を行う期間	申請期間	備考
交付決定日から	2024年1月4日(木)	・2024年2月5日(月)17:00必着
2025年3月31日まで	から	※締め切り後の提出は、一切認められません。
	2024年2月5日(月)	・郵便の場合は <u>郵便書留</u> とする
	※17:00必着	・持込みは平日9時~17時受付

※出版物による成果発表事業については、「助成対象となる事業を行う期間」は対象となる年度内の刊行日とします。

(3) 申請書類(各1部)

- ①助成金交付申請書(様式1号)
- ②団体概要書(団体の会則、規約等があれば添付してください)
- ③収支予算書
- ④チェックシート
- ⑤添付資料(※必ず紙媒体で10枚程度(A4サイズ)でご提出ください。DVD等は不可。)
 - ・助成対象経費の見積書等、経費の根拠が分かる資料
 - ・予定している事業の企画書等、内容、年間スケジュールの分かるもの等

9 補助金の交付決定

(1) 補助団体の決定方法

当事業の適正な運営を図るため、文化活動支援助成事業審査委員会を設置し、審査結果により評価の高い上位の事業を採択とします。

(2) 審査の視点

当該事業では、以下の審査項目及び審査の視点に基づき、審査を行います。

≪共通評価項目≫

- ・事業実施の確実性
- ・事業内容の妥当性
- 事業の特色
- ・事業の趣旨及び内容

≪事業別評価項目≫

・事業別の内容

「自主企画・成果発表事業」

・県民の文化に対する関心を高め、文化振興に寄与する見込みがあるか。

「芸術文化派遣・招へい事業」

・文化の発信と交流によって芸術文化の発展や、文化団体等にとってレベルアップを見 込める内容であるか。

「芸術文化普及事業」

人材育成、芸術文化の体験及び理解を深める場を提供する内容であるか。

10 その他

(1)情報公開

交付決定後、公益財団法人沖縄県文化振興会のウェブサイト等で各文化団体の助成事業の内容を一般公開します。

また事業実施に際し、その事業が当財団から支援を受けていることを示すため、事業名及び財団ロゴマークを以下記載する必要があります。

- ・チラシ、ポスター、パンフレット等の印刷物
- ・実施団体のウェブサイトや SNS 等
- (2) 交付決定後の中止・変更について

助成金交付決定後に、助成事業について中止又は変更があった場合は、中止申請書や変更承認申請書を提出する必要があります。

(3) 事業終了後の手続き

- ①事業が完了してから、30 日以内に次の書類(各1部)を提出してください。 ただし、3月10日以降に完了する事業については、4月10日までに提出してください。
 - ※事業完了日の考え方:補助対象経費の支出完了日とします。 例えば劇場等を使用しての公演企画の場合、完了日はその公演日ではなく公演実施後 にかかる支出(補助対象経費内)が行われた最終日となります。
 - ·助成事業実績報告書(様式第6号)
 - · 事業収支決算書
 - ・支出を証明する領収書等の証憑書類の写し

★証憑書類の原本は、事業実施から5年間は保存していただく必要があります★

- ・その他必要な書類
- ※実績報告書には、上記以外に次の書類を添付してください。
- ・記録写真2~3枚程度または記録映像 (DVD 等)
- ・ポスター、プログラム、チラシ等各1部
- ・刊行物による成果発表の場合は、助成対象となった出版物5冊
- ・文化普及活動においては教材等1部
- ・市町村の助成金も併せて受けている場合は、交付決定通知書の写しなど、金額の確認できる書類
- ・協賛金・広告料などの領収書の写し
- ② 助成事業実績報告書を審査する上で、事業内容について当会から問い合わせをする場合があります。
- ③ 収支の結果、助成対象経費が減少した場合や剰余金が生じた場合は、助成金が減額される場合があります。
- ④ 助成金の額の確定通知受領後、助成金交付請求書(様式第8号)を提出してください。

(4) 留意事項

本事業は、沖縄県からの補助金を受けて実施する事業であり、本公募は当該補助金交付決定前の事前準備手続きです。そのため、令和6年度の本事業に関する当該補助金が交付されない場合には、事業が実施されない可能性がある他、助成上限額等について変更することがありますので、その旨ご了承の上、ご応募下さい。